

## 研修受講義務の免除申請手続きについて

研修規則第5条において、税理士会員は一事業年度に36時間以上の研修を受講しなければならないことが規定されていますが、下記に該当する場合は、所定の手続きにより受講義務の免除を申請することができます。また、令和元年度分について、新型コロナウイルス感染症の拡大により研修受講が困難だった場合は3時間の免除を受けることができます。令和元年度分の研修受講義務の免除申請は6月末が締切となりますので、まだ手続きがお済みでない方は早めに申請書類を本会へ郵送してください。

### <免除事由>

1. 負傷又は疾病により療養していること
2. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること（\*新型コロナを含む）
3. 税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること
4. 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
5. 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること

\*新型コロナウイルスの影響により研修を受講できなかった場合は、  
3月1日～3月31日（1か月間・3時間）の免除申請が可能

### <免除手続き>

免除を受けようとするときは、下記書類①と②を本会に提出してください。  
なお、新型コロナウイルスに係る免除申請の場合は、①の申請書のみ提出してください。

#### ①「研修受講義務免除申請書」（第1号様式）

- ⇒ 別紙「研修受講義務免除申請書」をご利用ください。  
なお、本会ホームページ>会員専用サイトにログイン>「研修サイト」の研修関係規定内にも掲載されていますので、そちらからダウンロードすることもできます。

#### ②「免除事由を証明する書類」

- ⇒ 別紙「添付書類一覧」をご確認ください。  
また、事由によっては、「申述書」の提出も必要な場合があります。

※免除申請書の提出期限は、免除を受けようとする事業年度終了日より3か月以内です。  
(6月30日必着)

※免除申請書を受理した日から2か月以内に審査し、その結果を当該税理士会員に通知いたします。

※提出された書類は返却いたしません。

※受講義務の免除は、一事業年度毎になりますので、引き続き免除を受ける場合は、新たに免除申請書を提出してください。

【提出先】〒151-8568

渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館3階 東京税理士会 事務局研修課

【問合せ先】※休館により電話が繋がらない場合は、FAX等をご利用ください。

TEL: 03-3356-4467 FAX: 03-3356-0881

E-mail kensyu@tokyozeirishikai.jp